

改 正 案	現 行
<p>第一条から第二条（略）</p> <p>（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）</p> <p>第三条 法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p><u>ただし、第一号、第二号及び第五号の規定は、規則で定める区域については、適用しない。</u></p> <p>一 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から所有する土地（規則で定めるこれと同等であると認められる土地を含む。）を引き続いて所有している者（相続等により承継した者を含む。以下この号において「土地所有者」という。）の親族（当該線引きの日前の当該土地の所有者の三親等以内の直系血族である者（以下この号において「直系三親等血族」という。）で、かつ、土地所有者の三親等以内の血族であるものに限る。）又は直系三親等血族である土地所有者が、当該土地のうち規則で定める既存集落の周辺の地域にある土地（既存集落に準ずる集落において、これと同等であると認められる土地を含む。）において新たに自己の居住の用に供する専用住宅の建築を行うことがやむを得ないと認められる場合に、自己の居住の用に供する専用住宅（規則で定める敷地面積の範囲内であるものに限る。）の建築を目的として行う開発行為</p> <p>第三条第二号から第六条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に法第二十九条又は法第三十五条の二の規定によりされた許可申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可処分がされていないものに係る許可については、改正後の第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>第一条から第二条（略）</p> <p>（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）</p> <p>第三条 法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>一 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から所有する土地（規則で定めるこれと同等であると認められる土地を含む。）を引き続いて所有している者（相続等により承継した者を含む。以下この号において「土地所有者」という。）の親族（当該線引きの日前の当該土地の所有者の三親等以内の直系血族である者（以下この号において「直系三親等血族」という。）で、かつ、土地所有者の三親等以内の血族であるものに限る。）又は直系三親等血族である土地所有者が、当該土地のうち規則で定める既存集落の周辺の地域にある土地（既存集落に準ずる集落において、これと同等であると認められる土地を含む。）において新たに自己の居住の用に供する専用住宅の建築を行うことがやむを得ないと認められる場合に、自己の居住の用に供する専用住宅（規則で定める敷地面積の範囲内であるものに限る。）の建築を目的として行う開発行為</p> <p>第三条第二号から第六条（略）</p>